

長泉町低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長泉町における工事又は製造その他についての請負契約を競争入札に付す場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定の運用により実施する長泉町低入札価格調査制度(以下「調査制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(運用基準)

第2条 地方自治法施行令第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき」の運用基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5までの範囲内で入札執行者が定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

(調査制度の概要)

第3条 前条の規定に該当する場合は、落札決定を保留し、入札事務執行機関がその者から当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかの調査を行うものとする。

2 調査は、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」かどうかを具体的に判断するため、次の事項について行うものとする。

- (1) 当該工事又は製造を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項
- (2) 前号の適否

- (3) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができる
との主張がある場合におけるその適否
- (4) 当該入札者の経営状況及び状態
- (5) その他必要な事項

(補足)

第4条 この要領に定めるもののほか、調査制度の実施に関し必要な事項は、
町長が別に定める。

附則

この告示は、平成14年7月1日から施行する。